

社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施基準
要領

(目的)

第1条 この要領は、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるよう高年者、障害者、子育て中の保護者等のふれあいの場とその機会を設け、地域福祉の充実・向上のために仲間をもって活動する組織（以下「団体」という。）が行うふれあい・いきいきサロン事業（以下「事業」という。）の実施基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「ふれあい・いきいきサロン事業」とは、高年者、障害者、子育て中の保護者等が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるとともに、孤独・疎外に陥ることのないよう広く地域の仲間がつどい、自主的かつ自立的に地域福祉の充実・向上を目的にその場と機会を設け、ふれあいや生きがいがづくりなどの諸活動を行う事業をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、第2条に規定する事業を行う団体とする。

(事業への参加対象者)

第4条 事業の対象者は、第2条に規定するところにより、事業の趣旨に賛同する地域の住民が仲間としてつどい、事業活動を企画・実施し、その活動の内容等により、広く地域住民の一般参加を促すことが可能なものとする。

(事業の開設登録)

第5条 事業を開設しようとする団体は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン開設登録申請書（第1号様式）を社会福祉法人草加市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長に提出しなければならない。

(開設登録の承認)

第6条 市社協会長は、前条に規定する開設登録申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、登録承認の可否を決定しなければならない。

2 登録承認を決定する団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 会員制を敷いていないこと
- (2) 特定のスポーツやゲームなどの技術向上や普及啓発活動を目的とした団体でない

こと

- (3) 参加希望者の人数制限を行わないこと（ただし会場の定員による場合を除く。）
 - (4) ボランティアを含む参加者数の合計がおおむね5名以上であること
 - (5) 活動回数が、おおむね月1回もしくは年10回以上見込まれること
 - (6) 活動場所が、他の登録団体の活動場所と著しく重ならないこと。ただし、活動場所が公共施設の場合は除く
 - (7) 代表者及び副代表者が、草加市内に在住、在勤もしくは在学している者であること
 - (8) 代表者及び副代表者が、他の団体の代表者もしくは副代表者として登録されていないこと
 - (9) 活動内容・状況を公表できること
 - (10) 活動の目的が営利・宗教・政治活動でないこと
 - (11) 公序良俗に反していないこと
- 3 前項の規定により、登録承認を決定したときは、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン開設登録承認通知書（第2号様式）により、団体に通知しなければならない。この場合において、市社協会長は、草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業団体登録台帳（以下「登録台帳」という。）を作成し、ふれあい・いきいきサロンとして登録した団体（以下「登録団体」という。）に関する情報を管理する。

（登録の有効期間）

- 第7条 登録の有効期間は、前条による登録承認が決定した日から登録した日が属する年度内とする。ただし、1月から3月末までに登録申請を行った場合には、登録の有効期間は、前条による登録承認が決定した日から翌年度の3月31日までとすることができる。
- 2 継続して登録する場合には、更新年度の前年度中に社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン登録更新申請書（第3号様式）を市社協会長に提出しなければならない。この場合において、登録の有効期間は更新年度の4月1日から3月31日とする。

（経費の負担）

- 第8条 事業活動に係る経費は、別に定める社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）により、市社協が事業運営経費としてその一部を負担するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、団体が必要と認めた参加費・会費は、事業活動に参加、又は関与する者の負担とする。

(登録事項の変更)

- 第9条 登録団体は、登録事項に変更が生じたとき又は登録の取り下げをするときは、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン登録変更届（第4号様式）又は社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン登録取下届（第5号様式）を市社協会長に提出するものとする。
- 2 市社協会長は、前項の届出があったときは、登録台帳中の登録団体に係る内容を変更し、又は抹消するものとする。

(登録の取り消し)

- 第10条 市社協会長は登録団体が、次の各号の一に該当したとき、又は活動が不適切であると認められたときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 登録取り下げの申し出があったとき
 - (2) 第6条に規定する要件に該当しなくなったとき
 - (3) 連絡なく、市社協会長が指定する提出期限内に更新手続きを行わなかったとき
 - (4) 実績報告書の提出がないとき
 - (5) 団体の存在が確認できないとき
 - (6) 偽りその他不正の行為による登録並びに活動を行ったとき
 - (7) その他市社協会長が不適切であると認めたとき
- 2 市社協会長は、前項の規定により団体の登録を取り消すときは、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン登録取消通知書（第6号様式）により登録団体に通知しなければならない。この場合において、市社協会長は登録台帳中の登録団体に係る内容を抹消するものとする。

(活動支援等)

- 第11条 市社協は、登録団体に対し次の支援を行う。
- (1) 事業活動に関する情報提供
 - (2) 事業活動に関する相談及び支援
 - (3) 当該団体の活動等の周知
 - (4) その他市社協会長が必要と認める支援

(個人情報の取扱い)

- 第12条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人草加市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成14年4月1日施行）に基づき適切に取り扱うものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱（平成15年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の施行の際旧要綱の定めにより、サロンの設置登録の提出にあったものは、なお効力を有する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。